

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 20

処 分 名	庚申庵史跡庭園の使用料の減免	
処 分 の 概 要	庚申庵史跡庭園の使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市庚申庵史跡庭園条例(平成15年条例第2号)	
条 項	第7条	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>松山市庚申庵史跡庭園条例施行規則第6条各号のいずれかに該当するものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市庚申庵史跡庭園条例</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>○松山市庚申庵史跡庭園条例施行規則</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第7条の規定により使用料を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育課程の一環として、市内の児童生徒及びその引率者が使用する場合 全額</p> <p>(2) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者を主たる構成員とする団体が使用する場合 全額</p> <p>(3) 市内に居住する65歳以上の者を主たる構成員とする団体が使用する場合 半額</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか教育長が特別の理由があると認めた場合 その都度教育長が定める額</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。